

中和公園事務所長に対する事務委任規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十四号

中和公園事務所長に対する事務委任規則

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）に基づき都市公園の管理事務を執行する知事及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）に規定する知事の権限のうち、大和民俗公園、竜田公園、馬見丘陵公園及びまほろば健康パーク（以下「公園」という。）の管理に関し次に掲げるものは、中和公園事務所長に委任する。

- 一 法第五条第一項の規定による許可のうち、同条第三項に規定する期間の更新に係る許可を与え、及び法第八条の規定により当該期間の更新に係る許可に条件を付すること。
- 二 法第六条第一項の規定による許可のうち、同条第四項に規定する期間の更新に係る許可を与え、及び法第八条の規定により当該期間の更新に係る許可に条件を付すること。
- 三 法第十条第二項の規定による必要な指示をすること。
- 四 法第十三条の規定により費用の全部又は一部を負担させること。
- 五 法第十七条第一項の規定により都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。
- 六 条例第三条第一項の規定による許可を与え、同条第三項の規定により当該許可に必要な条件を付し、及び同条第四項の規定により許可証を交付すること。
- 七 条例第四条第二項第三号の規定による許可を与えること。
- 八 条例第五条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。
- 九 条例第八条第一項の規定により同項第二号から第五号まで、第十一号及び第十二号に掲げる公園施設の使用の承認を与え、並びに同条第三項の規定により当該承認に条件を付すること。

十 条例第九条第一項又は第二項の規定による監督処分を行うこと。

十一 条例第十条第一項又は第二項の規定による届出を受理すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正)

2 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和三十七年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七項を削る。

(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則第七項の規定により郡山土木事務所長に対して提出されている申請書等は、この規則の規定により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際附則第二項の規定による改正前の土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則第七項の規定により郡山土木事務所長から交付されている許可証等で現に効力を有するものは、この規則の規定により交付されたものとみなす。

(民俗博物館長に対する事務委任規則等の廃止)

5 次に掲げる規則は、廃止する。

一 民俗博物館長に対する事務委任規則(昭和六十年三月奈良県規則第四十六号)

二 馬見丘陵公園館長に対する事務委任規則(平成三年四月奈良県規則第四号)

三 まほろば健康パーク管理事務所長に対する事務委任規則(平成二十六年六月奈良県規則第十一号)

(民俗博物館長に対する事務委任規則等の廃止に伴う経過措置)

6 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前のそれぞれの規則の規定により民俗博物館長、馬見丘陵公園館長又はまほろば健康パーク管理事務所長に対して提出されている申請書等は、この規則の規定により提出されたものとみなす。

7 この規則の施行の際附則第五項の規定による廃止前のそれぞれの規則の規定により民俗博物館長、馬見丘陵公園館長又はまほろば健康パーク管理事務所長から交付されている許可証等で現に効力を有するものは、この規則の規定により交付されたものとみなす。